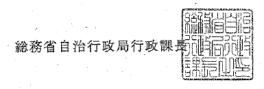
(写)

(抜粋)

総 行 行 第 1 6 6 号 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

各都道府県総務部長 殿



認可地縁団体の解散時の残余財産の帰属及び剰余金の分配について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2の 規定に基づき市町村長の認可を受けた地縁による団体(以下、「認可地縁団体」 という。)に対して財産を寄付した場合の譲渡所得課税、また、特例民法法人か ら認可地縁団体への移行(当該特例民法法人の目的、事業内容及び残余財産を承 継するために設立された認可地縁団体がこれらを過不足なく承継したといえる場 合をいう。)に伴う不動産の所有権等の移転登記に係る登録免許税については、 今後、その一定のものについて、非課税とするための所要の措置を講じる方向で 検討することとされております。

具体的な措置の内容等については、改めて通知しますが、当該措置を講じるにあたっては、認可地縁団体が公益を目的とする事業を行う法人であることが明確化される必要があることから、認可地縁団体の解散時の残余財産の帰属及び認可地縁団体の剰余金の分配について法の趣旨に基づいた適切な取扱いを確保する必要がありますので、その取扱いの明確化を図ることとします。このような趣旨から、下記のとおり通知しますので、その取扱いに遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 認可地縁団体が団体解散時の残余財産の帰属者を規約により指定する場合に、営利法人等を帰属権利者とすることは、法の定める地縁による団体の目的にかんがみ適当ではなく、法第260条の31第2項の趣旨から、当該団体と類似の目的を有する団体に限って帰属権利者を指定する旨規定することが適当であるから、団体に対する認可や規約の変更に係る認可にあたっては、この点について、確認すべきこと。

- 2 認可地縁団体の剰余金の分配については、これを行うことは適当ではないから、団体に対する認可や規約の変更に係る認可にあたっては、この点について、確認すべきこと。なお、例えば、認可地縁団体の規約において、資産の処分について総会の議決によることとしている場合は、剰余金の分配と認められる資産の処分を対象に含めることはできないから、この点留意すべきこと。
- 3 なお、上記の認可地縁団体の解散時の残余財産の帰属及び認可地縁団体の剰余金の分配に係る取扱いは、従前の取扱いを変更するものではなく、税制上の措置を講じるにあたり、取扱いの明確化を図るため通知する趣旨であるから、この点留意すべきこと。